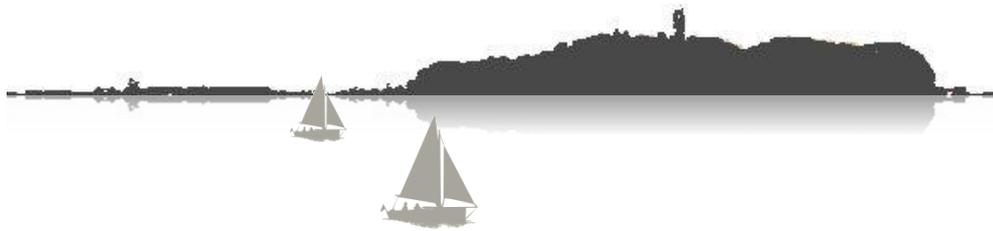


令和4年度
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望
(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

要望に当たって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年 of 当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2024において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、重点的に施策、事業に取り組んでおります。

広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「コミュニティ再生で笑いあふれる100歳時代」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組や、東京2020大会以降の地域活性化につながるレガシーをさらに発展させていくための取組を、神奈川県と一体となり精力的に進めていく必要があると考えております。

については、当市が令和4年度の施策を展開するうえで重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年(令和3年)6月

藤沢市長

鈴木 恒 夫

目次

個別課題	1
1 かながわ女性センター跡地の活用について	2
2 特別支援学校の過大規模解消について	4
3 道路の整備促進について	6
4 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等について	8
5 重症心身障害児者の入所施設の整備について	10
6 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について	12
7 相鉄いずみ野線の延伸について	14
8 河川の整備促進について	16
9 消防防災施設整備費補助金について	18
10 健康で豊かなスポーツライフの実現について	20
広域的課題	23
1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について	24
2 重度障害者医療費助成制度の充実について	26
3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について	28
4 保育士の確保及び処遇改善について	30
5 教員数配置の充実強化について	32
6 災害時の踏切早期開放ルールの整備について	34
7 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について	36
8 老人福祉施設の整備に対する支援について	38
9 文化財の保護について	40
10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について	42
11 自転車通行帯の整備について	44
12 村岡・深沢地区における新たな地域の拠点の整備について	46
13 行政のデジタル化の推進に係る県内市町村担当者会議の設置について	48
14 がん療養者のアピアランスケアの制度構築について	50
15 再生可能エネルギーの普及制度の充実について	52
県所管別要望一覧	54

個別課題

- 1 かながわ女性センター跡地の活用について
- 2 特別支援学校の過大規模解消について
- 3 道路の整備促進について
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等について
- 5 重症心身障害児者の入所施設の整備について
- 6 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について
- 7 相鉄いずみ野線の延伸について
- 8 河川の整備促進について
- 9 消防防災施設整備費補助金について
- 10 健康で豊かなスポーツライフの実現について

(個別課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 かながわ女性センター跡地の活用について

(要望先 総務局)

要望項目

かながわ女性センター跡地の活用にあたっては、跡地売却等により民間活用される場合においても、市や地域住民の意見を十分に配慮し、魅力ある観光資源となるよう地域に開かれ周辺環境と調和の取れた整備を進めるとともに、津波避難場所や避難施設など、災害発生時の利用を前提とした活用も図られるようにすること。

要望内容

<現状>

東京2020大会以降のかながわ女性センター跡地の土地利用について、本市としては、地域住民や関係団体等の意向の把握に努め、江の島地区の抱えている課題の解決や、観光地としての更なる振興につながるものとなるよう、引き続き、土地所有者である神奈川県に要望するものです。

当該跡地は、本市を代表する観光地である江の島の中に存することから、民間活用を含めた活用の検討にあたっては、県内有数の観光地として、魅力ある観光資源となるよう、地域に開かれた周辺環境と調和の取れた整備を進めていただくことによって、観光業はもとより市内経済にも大きく寄与する可能性があります。

また、東日本大震災以降津波災害への各種対策が求められていることから、津波災害が発生した場合の一時避難施設として、本市では津波避難ビルを協定に基づき指定していますが、すべての避難者を受け入れるのに十分な施設数を確保できているとは言えません。避難指示が出た場合、海岸周辺の津波一時避難施設に人が殺到することが想定されています。特に観光地である江の島島内には多くの人が集まり、それに対応できる津波避難スペースを確保することが求められています。

かながわ女性センター跡地は令和3年度末までは駐車場として利用される予定ですが、その後については、地域住民や関係団体等の意向も十分に踏まえながら、活用を検討する必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- かながわ女性センター跡地の活用に当たっては、跡地売却等により民間活用される場合においても、市や地域住民の意見を十分に配慮すること。
- 魅力ある観光資源となるよう地域に開かれ周辺環境と調和の取れた整備を進めること。
- 津波避難場所や避難施設など、災害発生時の利用を前提とした活用も図られるようにすること。

<効果>

当該跡地は、当市を代表する観光地である江の島の中に存することから、その活用については、東京2020大会終了後の観光施策を検討するうえで、極めて重要な要素であり、市内経済にも大きく寄与する可能性があります。

また、津波災害が発生した場合に備えて、島内に津波避難スペースを確保することにより、避難のために長距離の移動をする必要がなくなるため、津波到着予測時間前により多くの人々が迅速に避難することができるようになります。

(市担当課 企画政策部 企画政策課)

2 特別支援学校の過大規模解消について

(要望先 教育委員会 教育局)

要望項目

特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消するため、肢体不自由児童・生徒の受け入れが可能となるよう県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。また、特別支援学校を市内に新設すること等について、次期県立学校施設再整備計画に含めるよう、検討を行うこと。

加えて、特別支援学校への人的配置の充実などの体制強化を図ること。

要望内容

<現状>

市立白浜養護学校は、小・中・高の一貫教育を図るため平成8年度に高等部を開設し、平成9年度に改築を行いました。高等部が3学年揃った平成10年度の在人数は全校で57人でしたが、以降は特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加傾向にあることなどの理由から新入生が増加の一途を辿っています。令和3年度の児童生徒数は、小学部85人、中学部29人、高等部31人の合計145人で、特に小学部1年への新就学の人数が20人と昨年度の約2倍の人数となっています。全体の在籍人数についても、平成9年の校舎改築当初と比較すると3倍以上の人数であり、75人を想定して建設された校舎に対して大きく定員を超えています。来年度以降も増加の傾向が予想されますが、現在は特別教室を転用したものを含めた40室を使用しており、今後は教室の確保も困難な状況です。

市内には県立藤沢養護学校があるものの、校舎のバリアフリー化がされていないため、知的障がいに加えて肢体不自由等の複数の障がいを有する、いわゆる重複障がいのある児童生徒を受け入れられず、そうした児童生徒については市立白浜養護学校に進学する現状となっています。

このようなことから、市立白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠を見直すなどの再編成を行うとともに、県立藤沢養護学

校のバリアフリー化や障がいの特性に応じた県立特別支援学校の新規開設の検討、特別支援学校への人的配置の充実などの体制強化を図る必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

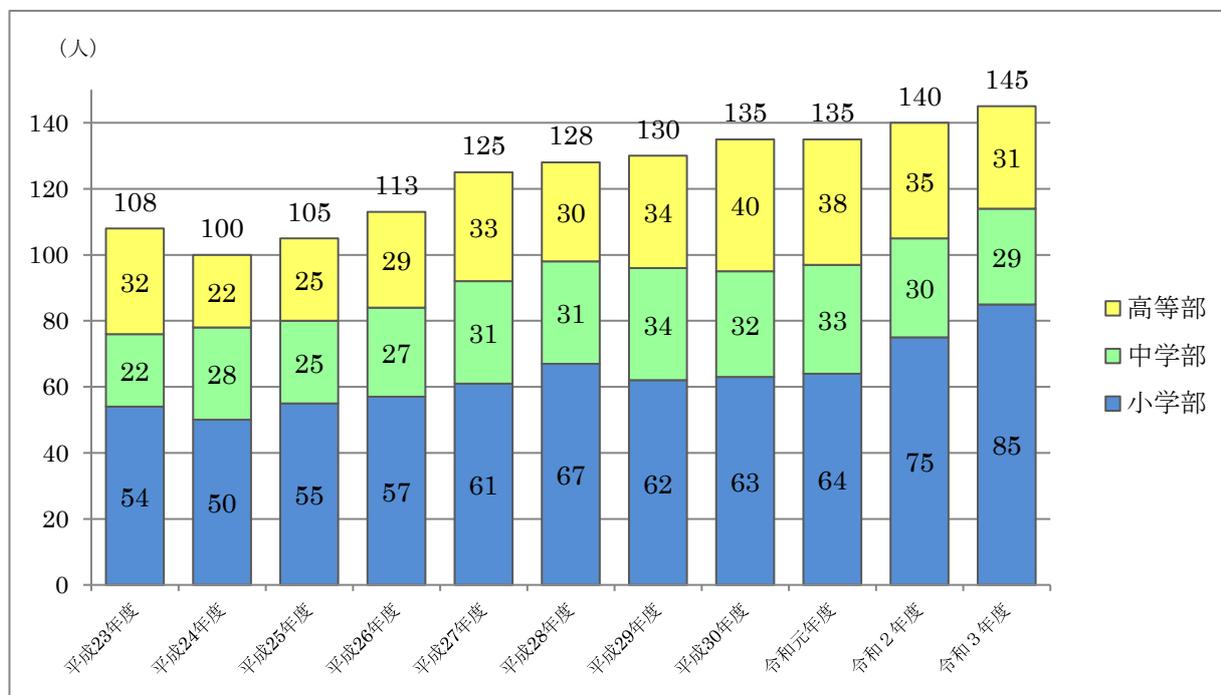
- 県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。
- 地域の実情を鑑み、障がいの特性に応じた県立特別支援学校を市内に新設すること等を次期県立学校施設再整備計画に含めるよう検討すること。
- 特別支援学校への人的配置の充実等、体制強化を図ること。

<効果>

可能な限り身近な地域において、障がいの特性に応じた教育を受ける機会を確保できるよう教育環境を整備することで、教育行政の推進に寄与します。

参考資料

藤沢市立白浜養護学校児童生徒在籍数の推移



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

3 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「県道湘南台大神」の早期事業着手・整備を進めるとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外郭環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

現在、さがみ縦貫道路、新湘南バイパスが開通し、残る横浜湘南道路や高速横浜環状南線の早期完成に向け、国により事業が進められています。また、神奈川県区間の北側では、平成27年度に埼玉県区間、平成29年度に茨城県区間が全線開通するなど圏央道のネットワークの完成が近づいています。一方で、圏央道へのアクセス道路となる藤沢厚木線、横浜藤沢線、県道湘南台大神（（仮称）湘南台寒川線）については、「かながわのみちづくり計画」の整備路線などに位置づけられ事業化に向けた取組や検討などが県により進められていますが、未整備となっています。

圏央道の開通によるストック効果により、当市への交通が大幅に増えている一方、横浜湘南道路などが完成していないことや、藤沢厚木線などのアクセス道路が未整備であることから、当市では交通混雑、渋滞、生活道路への通過交通の流入などの問題が生じています。このため、横浜湘南道路などの早期完成、圏央道へのアクセス道路の整備を推進すること、更に広域交通への交通情報の提供や案

内板の整備など、ソフト対策の充実を早期に図っていくことが必要とされています。

<要望事項>

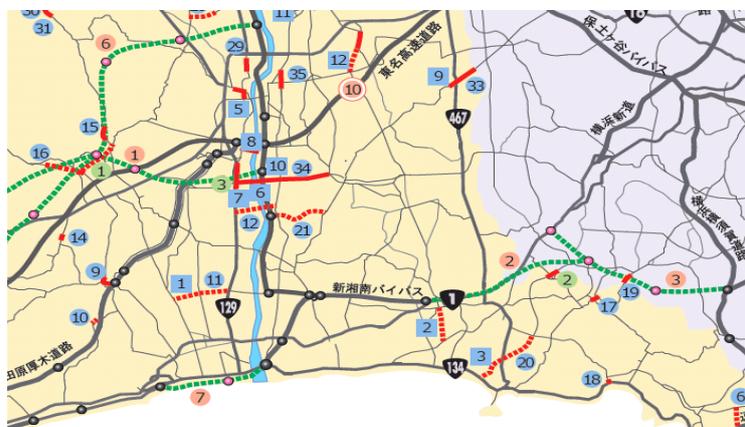
次の事項について要望します。

- 「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「県道湘南台大神」の早期事業着手・整備を進めること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

<効果>

交通混雑・渋滞の解消，生活道路の機能回復等，交通機能の適正化が図られるほか，都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用	
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	釜利谷JCT～戸塚IC	供用	
2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)	
3	(都) 横浜藤沢線	藤沢市片瀬～片瀬海岸	道路新設(4車線)	
20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線)	整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線)	整備

(出典:改定・かながわのみちづくり計画)
(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

新規要望

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等について

(要望先 健康医療局)

要望項目

新型コロナウイルス感染症陽性患者で自宅療養している患者の健康観察等について悪化リスクのある患者や悪化が疑われる患者については、当市は「地域療養の神奈川モデル」を整備し、県内他市に先駆けて事業運営を行っている。県が仕組みを構築した「地域療養の神奈川モデル」を安定的に運営し、すべての県民が安全安心に自宅療養を行うために、新たな補助制度の創設を国に働きかけるとともに、県においても必要な財源を確保し保健所設置市に対して財政支援を行うこと。

要望内容

<現状>

当市では、新型コロナウイルス感染症陽性患者で自宅療養している患者のうち、悪化リスクのある患者や悪化が疑われる患者について、医療機関や訪問看護ステーションが連携し、早期の医療介入を可能とする療養体制である「地域療養の神奈川モデル」を整備し、県内他市に先駆けて令和3年3月から事業運営を行っています。

当該事業に関して、令和3年7月以降の費用については、当市が負担することになっており、その財源については、7月から9月までは、全額を神奈川県からの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」として見込んでいますが、10月以降は、国の交付金等の動向が未定のため、現時点では、全額を当市の一般財源により負担することが想定されています。

ウィズコロナとして、今後も長期間にわたり自宅療養している患者の健康観察等の事務は、「地域療養の神奈川モデル」も含めて、継続して行われることが考えられるため、当該事業を安定的に実施するためには、国や県からの継続した財政的支援が必要不可欠です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 県が仕組みを構築した「地域療養の神奈川モデル」を安定的に運営するために、新たな補助制度の創設を国に働きかけること。
- 県は必要な財源を確保し保健所設置市に対して財政支援を行うこと。

<効果>

ハイリスクの自宅療養者を24時間体制で見守り、即座に医療に繋げる体制が確保されていることで、安心して自宅療養していただくことができます。また、尊い命が損なわれることを防ぐことができます。

(市担当課 健康医療部 地域保健課)

5 重症心身障害児者の入所施設の整備について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

重症心身障害児者が地域で安心して生活していくために、県内で唯一重症心身障害児者の長期入所施設が整備されていない湘南東部障害保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ入所施設の積極的な整備推進を図ること。

要望内容

<現状>

平成28年度に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、自治体は医療的ケアを要する障がい児の支援のため、保健・医療・福祉等の関係機関と連絡調整を行う体制整備に努める必要があります。県は平成30年度から、医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施するなど、体制整備の拡充に努めているところです。

重症心身障がい児者の多くが24時間にわたる介護や医療ケアを必要としており、在宅で生活している重症心身障がい児者は、居宅介護や生活介護、訪問看護等の福祉・医療サービスを利用しながらの生活を続けていますが、本人や高齢化する家族等介護者の負担の増大につながっています。重症心身障がい児者が地域の中で安心して暮らすためには、継続的に介護と医療が提供される「住まいの場」が必要ですが、湘南東部障害保健福祉圏域には、その機能を担っている入所施設がないため、体制整備が十分とは言えない状況です。

県は平成26年度に、他の障害保健福祉圏域における施設の新築又は増設等の際には、県が入所調整を行うため、当市を含む湘南東部障害保健福祉圏域の重症心身障がい児者も利用可能であるという考えを示しています。しかし、家族等介護者は、住み慣れた生活圏域での「住まいの場」の確保を望んでいます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

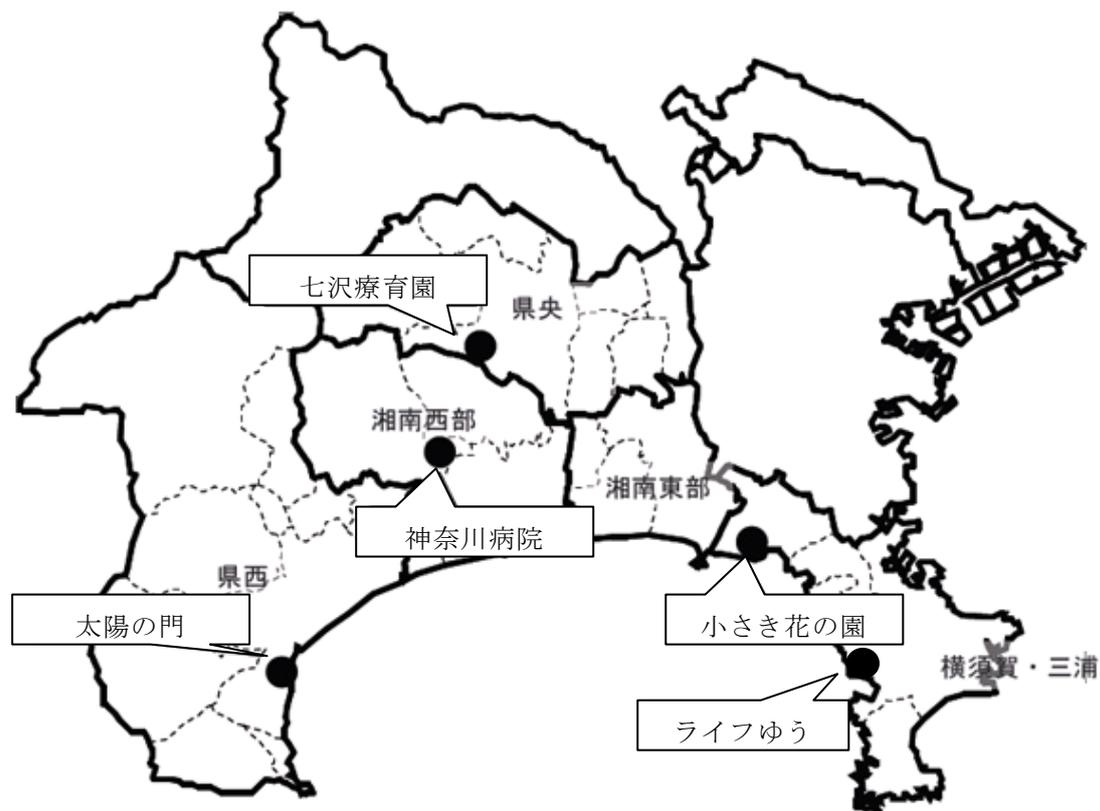
○湘南東部障害保健福祉圏域に、重症心身障がい児者の入所施設を整備すること。

<効果>

福祉と医療を一体的に提供できる入所施設が設置されることにより、住み慣れた生活圏域で「住まいの場」が確保されることのみならず、短期入所機能を活用し、家族等介護者の負担軽減を図り、家族との在宅生活を少しでも長く過ごすことができるようになります。

参考資料

神奈川県障害保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況



(出典：神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉部 障がい者支援課)

6 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について

(要望先 環境農政局)

要望項目

プラスチックごみを含む海洋ごみの約8割は河川などからの流出物であると考えられており、河川ごみ対策は広域的に取り組むことが効果的であることから、かながわプラごみゼロ宣言を行い、廃棄されるプラごみゼロを目指す神奈川県が主体となって、当市の境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川清掃の強化及び不法投棄の取締り活動を展開するとともに、プラスチックごみの海への流出防止となる、河川除塵機の設置及び維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

要望内容

<現状>

プラスチックごみを含む海岸漂着ごみの約8割は河川からの流出物であると考えられており、河川清掃の充実や不法投棄の取締りなど河川のごみ対策に取り組むことは、河川のみならず海洋の環境保全にもつながります。こうした状況を踏まえて、神奈川県は平成30年度に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、全県でのプラスチックごみ対策を呼び掛けています。河川のごみ対策は、上流域の自治体から下流域の自治体まで広域的に取り組むことが効果的であることから、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開について、県が主体となって取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、境川においては、河川ごみの除去や相模湾へのごみ流出防止を目的として、最下流の当市に河川除塵機を設置し、当市のみで維持管理を行っています。しかし、藤沢市議会及び市民環境団体等から、河川の美化及び環境保全については、河川除塵機のあり方を含め、河川管理者が主体的に取り組むべきこと、また、単独自治体での対応には限界があるため、県が主体となって、河川の定期的な清掃等により美化を図ることが強く求められています。河川除塵機の維持管理費用については、平成21年度まで、県から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」として、対象経費（電気料金、修繕費用、ごみ収集・運搬費用）の1/3以内の補助があり、その後一時期、

国庫補助の活用による代替措置が図られたものの、県の財政状況の悪化により、平成24年度以降は、河川除塵機の維持管理に係る費用は全て当市のみで負担をしている状況となっています。なお、この間、当市としては、河川法第59条の趣旨に基づき、再三にわたり県に対し、公平性の観点から河川除塵機の維持管理費用の負担を求め、また、海岸流出ごみの発生源及びごみ処理責任の明確化を図る観点から上流各行政区域への河川除塵機の設置を要望しています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 「かながわプラごみゼロ宣言」を行った神奈川県が主体となって、境川及び引地川両河川を含めた県全域での河川に係る美化活動の展開を推進すること。
- 河川除塵機の設置及び維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

<効果>

県のリーダーシップのもと全県で河川美化に取り組むことは、プラスチックごみ対策への更なる気運醸成に繋がると同時に、海岸美化の推進にも繋がるため、海岸清掃費用の軽減が期待できます。

参考資料



河川除塵機による河川美化作業の様子

(市担当課 環境部 環境総務課)

7 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

要望項目

いずみ野線延伸については、沿線地域におけるまちづくりが先行していることから、事業見通しを早期に明らかにすべく、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援に関する国への更なる働きかけについて取り組むこと。

また、事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

要望内容

<現状>

平成28年度の国の交通政策審議会において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、いずみ野線の延伸（湘南台～倉見）が位置付けられました。これを踏まえ、県はこれまでに湘南台から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺までを先行区間として、鉄道の線形及び施設の概略構造の検討を行うとともに、概算事業費及び基本ケースにおける鉄道利用者数の推計を実施しました。

「いずみ野線延伸連絡協議会」は、平成29年度に想定した2駅の概ねの駅位置等について合意し、この合意内容と交通政策審議会の答申内容を受け、更なる検討及び関係者間での合意形成を図るため、同年11月に「いずみ野線延伸検討協議会」に改組しました。同協議会には、平塚市が新たに構成員に加わりました。

当市では、延伸地域のまちづくりに向け、新駅設置を想定した2駅周辺のまちづくり基本計画を策定するとともに、B駅の設置が想定されている健康と文化の森地区では、平成28年度に、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等を市街化区域に編入し、新たなまちづくりを進めるエリアを、一般保留区域に設定しました。さらに、B駅については、地権者で構成するまちづくりに関する協議会が平成30年度に発足するとともに、令和2年12月には事業化検討パートナーが決定しています。A駅についても、駅周辺の住民を中心とした連絡会を設立し、駅周辺

のまちづくりや需要創出に向けた取組を進めています。このように、地区全体でまちづくりが先行しており、鉄道延伸についても住民の期待は大きく、検討の具体化が求められています。

延伸の早期実現に向けては、事業の採算性をどのようにして確保するかという課題があります。また、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、沿線の交通事業者等との協議や調整については、不透明な状況であり、更なる検討が必要です。こうした理由から、令和4年度も鉄道の課題解決のための検討の深度化を行い、鉄道延伸の事業見通しを早期に明らかにすべく、縣市協働で取組を進める必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むこと。
- 事業スキームの検討とあわせて、財政的・技術的支援について、国へ働きかけること。
- 事業化に向けては、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりの計画を踏まえて検討を図ること。

<効果>

県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性はもとより、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換が促進され、環境負荷軽減等も見込まれます。

参考資料



いずみ野線の延伸（出典：国土交通省交通政策審議会答申）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

8 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨などの気候危機への対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水の排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受けます。気候変動により、極端な降水の発生頻度や強度が増えるという影響が現れ、この結果、流下能力を超える規模の洪水が発生し、洪水氾濫等の被害を生じさせる可能性が増大するとされていますが、実際に、近年頻発している突発的集中豪雨では、河川の急激な水位上昇に伴い雨水管渠による内水の排除が停滞し、床上浸水等の被害につながっています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は川幅が狭く流下能力が不足している現状があります。また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっています。

「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標（流域対策を含めて60mm/h）、小出川の整備目標（概ね50mm/h）に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

また、境川及び引地川は、平成25年度に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」（引地川は策定済）に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

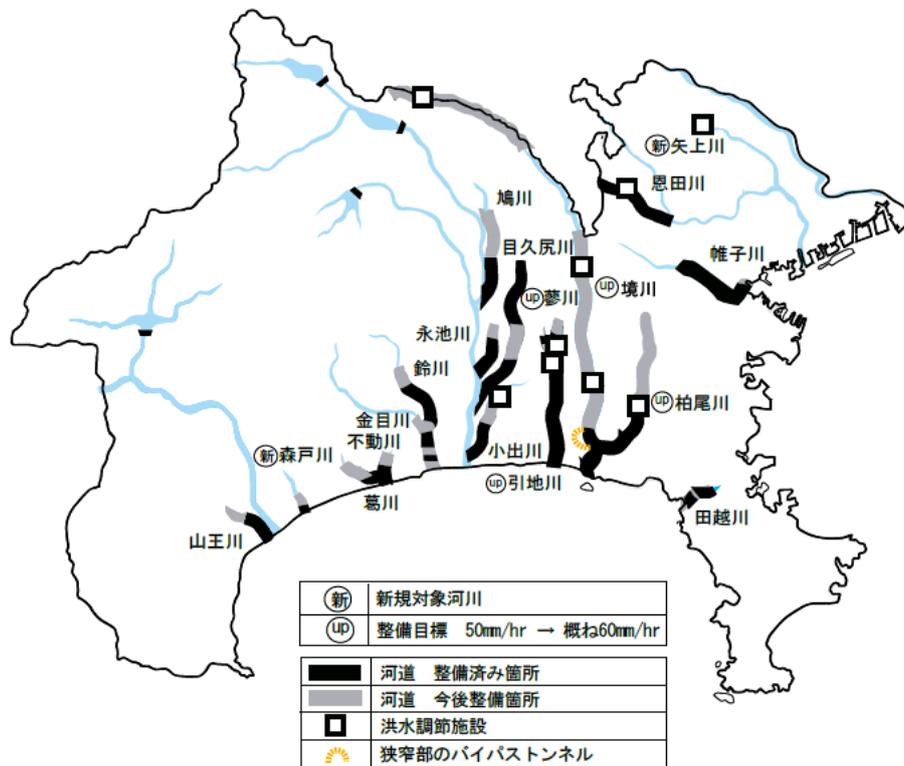
- 気候危機への対策として、境川、引地川、小出川の河川改修事業を早期に実施し、整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し、安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

参考資料

【都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等】



（出典：神奈川県「都市河川重点整備計画<新セーフティリバー>」）

（市担当課 道路河川部 河川水路課）

9 消防防災施設整備費補助金について

(要望先 暮らし安全防災局)

要望項目

消防防災施設整備費補助金の高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするなど、地域の実情に即した配分方針に見直しを行うよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

消防防災施設の整備を促進するため、国は事業を実施する地方公共団体に対して、消防防災施設整備費補助金を交付しています。平成14年度から消防防災施設整備費補助金の補助メニューに、高機能消防指令センター総合整備事業が追加されましたが、国が示す「令和3年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊整備費補助金配分方針」では、「消防の広域化又は消防の連携・協力に伴い整備する場合においては、特別に考慮して配分するもの」としている一方、「個別装置を整備する場合においては、原則として配分しない」と示されています。

通常、既存の装置を更新する場合には、装置毎に保守期間や耐用年数が異なるため、諸条件を総合的に判断したうえで、まだ使用可能な装置を含めて一括更新することなく、個別に一部入れ替えを行うこととなります。

消防防災施設の整備は、市民の生命と財産を守るための喫緊の課題であり、整備を行う地方公共団体の財政負担を軽減するため、国庫補助金による財政支援は必要不可欠なものです。

国が示す補助金の配分方針は、地方公共団体の現状には即していないため、実態に即した配分方針とするよう国に働きかけることを要望するものです。

<要望事項>

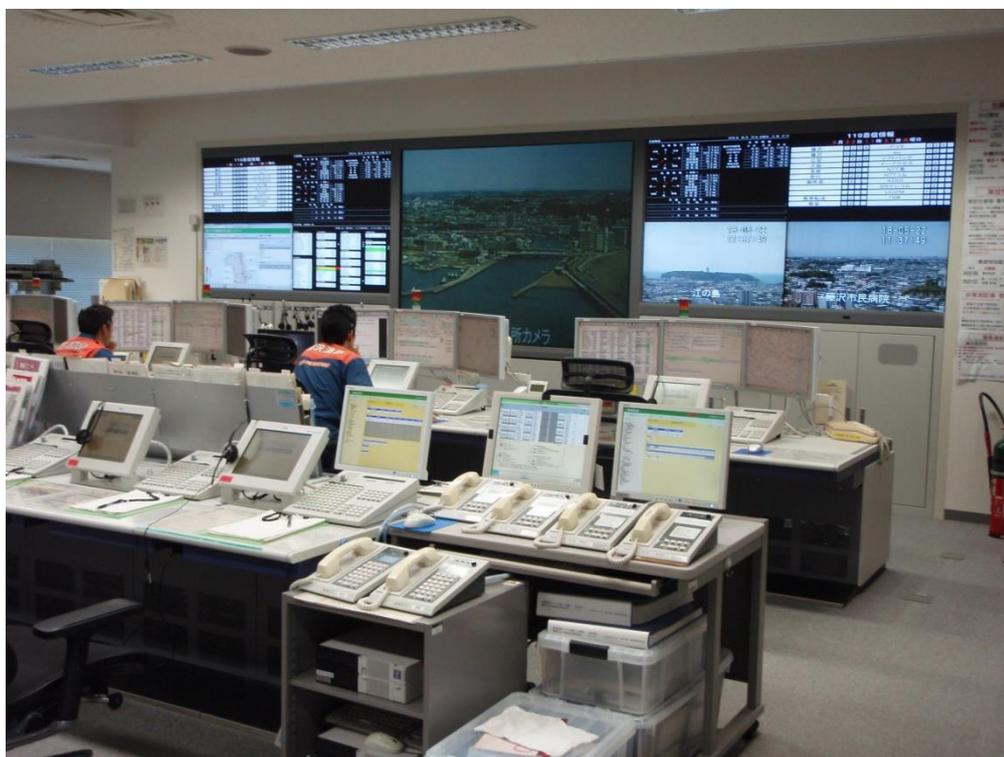
次の事項について要望します。

- 高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするよう国に働きかけること。

<効果>

国が示す配分方針が、実態に即したものとなることで、市町村の財政負担が軽減され、消防防災施設整備の促進に寄与します。

参考資料



消防防災施設（消防緊急通信指令システム）

（市担当課 消防局 警防課）

10 健康で豊かなスポーツライフの実現について

(要望先 スポーツ局)

要望項目

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされているが、アフターコロナの時代を見据え、生涯にわたって心身共に健康で豊かなスポーツライフの実現をめざし、オリンピック・レガシーを未来に繋ぐため、県は、江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、積極的に取り組むこと。

また、スポーツ活動の充実、まちの賑わいの創出、地域交流の創出へと繋がるようなスポーツ施策の展開を、県は市と連携して取り組むこと。

要望内容

<現状>

新型コロナウイルス感染症の影響によって、この間、東京2020大会をはじめとする各種スポーツ大会の延期・中止が続いたばかりでなく、地域住民や子どもたちの日常的なスポーツ活動に対しても制約が課せられるなど、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされています。

そのような厳しい状況にあっても、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在であることから、当市は、アフターコロナの時代を見据え、藤沢のまちが、スポーツを楽しむ元気な市民であふれ、子ども、高齢者、障がい者など、市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフが実現するとともに、オリンピック・レガシーを貴重な財産として未来に引き継いでいけるような取組を積極的に進めていきます。

江の島周辺では、これまでもセーリングワールドカップをはじめとする世界的なマリンスポーツのイベントが開催されてきたこともあり、東京2020大会を契機としたさらなるマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセン

ターはパラスポーツも含めた様々なシーンにおいて利用できることから、全国的な障がい者スポーツ大会などの開催誘致が考えられます。

しかしながら、このような国際大会をはじめとした各種大会の開催誘致に向けた取組や、スポーツに対する機運醸成、地域課題・社会課題の解決に結びつくようなスポーツ施策の展開を図っていくためには、県の支援・協力は必要不可欠であり、当市と緊密に連携した取組を要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、取り組むこと。
- スポーツ活動の充実、まちの賑わいの創出、地域交流の創出へと繋がるようなスポーツ施策の展開について、市と連携して取り組むこと。

<効果>

各種大会の開催などを通じたスポーツ振興は、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフの実現に寄与するとともに、オリンピックによってもたらされるレガシーを未来に繋いでいくことができます。

参考資料



セーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019

(市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課)

広域的課題

(市長会要望事項から)

- 1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について
- 2 重度障害者医療費助成制度の充実について
- 3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について
- 4 保育士の確保及び処遇改善について
- 5 教員数配置の充実強化について
- 6 災害時の踏切早期開放ルールの整備について
- 7 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について
- 8 老人福祉施設の整備に対する支援について
- 9 文化財の保護について
- 10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について
- 11 自転車通行帯の整備について
- 12 村岡・深沢地区における新たな地域の拠点の整備について
- 13 行政のデジタル化の推進に係る県内市町村担当者会議の設置について
- 14 がん療養者のアピアランスケアの制度構築について
- 15 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(広域的課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について

(要望先 暮らし安全防災局)

要望項目

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

要望内容

<現状>

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき国が策定した「建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針」は、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、令和2年度までに少なくとも95%とすることを目標にしています。また、耐震性が不十分な住宅については令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度を目途に、それぞれ概ね解消することも目標にしています。

目標達成に向けて、県は平成8年度から平成22年度までは「市町村地震防災対策緊急支援事業」、平成23年度から平成27年度までは「市町村消防防災力強化支援事業」、平成28年度からは「市町村地域防災力強化事業」を実施しているところです。

当市では国の基本方針及び「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ、「令和2年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にする」という目標のもと、耐震化促進事業を実施しています。平成8年度からは「木造住宅耐震診断」補助事業、平成18年度からは「木造住宅耐震改修工事」補助事業を開始し、令和2年度末までに耐震診断1,417件、耐震改修工事274件に対して補助を実施しています。また、平成22年度から「分譲マンション耐震診断」補助事業を開始し、令和2年度末で20件に対して補助を実施しています。

「耐震改修促進計画」の耐震化率を95パーセントにする目標達成のためには、特に耐震化率の低い木造住宅を優先的に支援する必要がありますが、一方で耐震

性の劣るマンション等は、災害時に入居する多世帯へ被害があること、倒壊等が起きると周辺に対して影響が大きいことなどから、同様に支援を行う必要があります。また、耐震性の劣るマンション等は、被災後に改修等を実施しようとしても、居住者との合意形成の困難さから着手までに時間を要することが考えられるため、早急に県の支援制度を拡充し、耐震化を促すことが重要だと考えます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

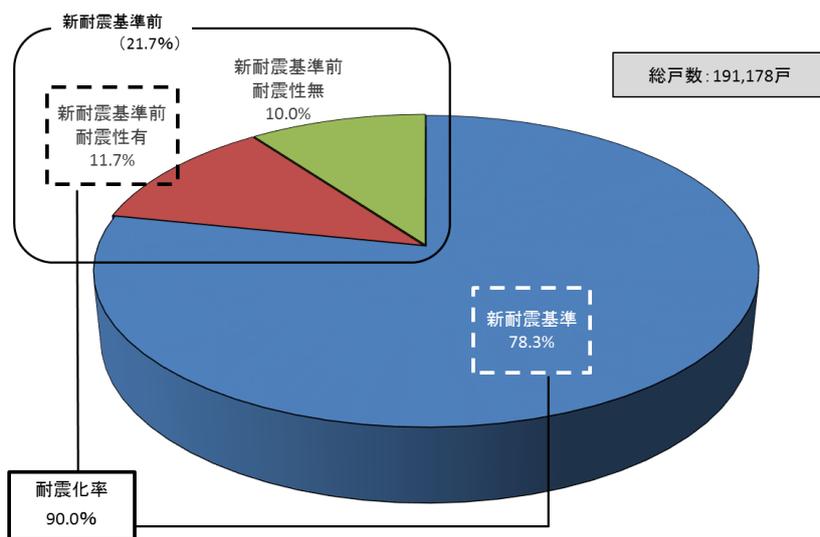
- 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とすること。
- 補助額，補助率を引き上げること。

<効果>

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命，身体及び財産を保護することができます。

参考資料

住宅の耐震化の現状（令和2年）



(藤沢市耐震改修促進計画 資料)

(市担当課 計画建築部 建築指導課)

2 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

重度障害者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・精神・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金について撤廃すること。

要望内容

<現状>

当市の障がい者等医療費助成制度では、重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳1級から3級及び65歳以上かつ4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A1・A2（重度）及びB1（中度）、65歳以上かつ寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。しかし、助成対象者の増加に伴い、財政的負担も増大しています。

一方、県の障がい者等医療費助成制度では、療育手帳B1（中度）の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、平成20年度には補助要綱が見直され、一部負担金の導入と制度の新規対象が64歳以下までとなりました。さらに、平成21年度には所得制限が導入されました。

重度障がい者医療費助成制度は、重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。しかしながら、現状の県の制度では自己負担分が発生してしまうため、通院を控えてしまう、通院したために生活が不安定になってし

まうなど、重度の障がいのある人が制度の目的から外れてしまうような実態があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 精神障がい者1級の方の入院医療費を対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。
- 全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。
- 対象者の一部負担金措置を撤廃すること。

<効果>

障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与します。

参考資料

神奈川県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障害者手帳1級・2級 (2) IQが35以下 (3) 身体障害者手帳3級かつIQ50以下 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	あり 通院1回200円 入院1日100円	【年齢制限】 65歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障がい者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障害者手帳1級・2級・3級及び4級 の一部(65歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50以下 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級(入院含む)・2級 (4) 65歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし 【所得制限】 なし

(市担当課 福祉部 障がい者支援課)

3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止・減額をすることなく補助率を引き上げるとともに補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

要望内容

<現状>

小児医療費助成については、少子化対策及び子育て支援策として、各自治体において独自の基準を設けて実施しています。県の制度においては、補助対象が未就学児まで（所得制限・一部負担金あり）、補助率は3分の1です。一方、当市の制度は小学校6年生修了までの入通院を所得制限なしで、中学生の入通院については児童手当所得制限限度額に準じた所得制限を設けて助成しています。

小児医療費助成はすべての自治体で行っているものの、対象年齢や所得制限など、自治体間で制度の格差が生じています。国は平成27年度に「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」において、全国一律の小児医療費助成制度の創設について議論しましたが、結論に至らなかったという経緯があります。

県が平成25年度に公表した「緊急財政対策の取組結果」によると、県単独補助金については国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めたいうえで、平成27年度以降も引き続き見直しを検討すると記されています。今後、県単独補助金の見直しが行われる場合には、自治体の財政状況及び市民サービスに大きな影響を与えることが想定されます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- 県の小児医療費助成事業について、補助金の廃止・減額をすることなく対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

<効果>

小児医療費助成制度が、住所地に関わらず同じ助成が受けられる全国一律の制度となることで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健康増進に寄与します。

(市担当課 子ども青少年部 子育て給付課)

新規要望

4 保育士の確保及び処遇改善について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

保育士の給与水準は、国が段階的な引き上げによる処遇改善を図っているものの、他業種と比較して低い状況にあります。そうした保育士の処遇改善のため、独自で事業を行う自治体もありますが、そうした事業の実施状況や事業効果は、自治体間の財政力の差によって格差が生じています。

待機児童対策のためには、保育士の新規開設の園への配置のみならず、保育士不足により児童の受入人数を減らしているような既存の園への配置も必要となるため、安定的な保育士の確保が不可欠です。独自に保育士の処遇改善事業を実施することで保育士確保に取り組む自治体もありますが、そうした自治体へ保育士が集中する傾向があることから、保育所運営法人等からは全国統一的な処遇改善を求める要望が出ています。

全国一律的な保育士の処遇改善は、すべての自治体が安定的に保育士を確保することにつながり、待機児童対策に寄与します。これまで、国でも一定の処遇改善を図ってきてはいますが、現状においては対策が十分とは言えません。保育士の数を増やしていくためにも、更なる処遇改善の実施が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

<効果>

保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を全国一律で実施することは、すべての自治体が安定的に保育士を確保できることにつながり、待機児童対策に寄与します。

参考資料

<保育士不足による定員までの受入児童数への影響>

	令和2年4月時点	令和3年4月時点	対前年増減
定員までの受入ができない児童数	87人	160人	+73人
必要な保育士数	27人	42人	+15人
不足施設	9施設	13施設	+4施設

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

5 教員数配置の充実強化について

(要望先 教育委員会 教育局)

要望項目

新学習指導要領の実施や、教員が子どもたちに向き合い一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実のため、小学校外国語専科教員や教育相談コーディネーター及び児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

また、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

要望内容

<現状>

令和2年度から新学習指導要領が全面実施となり、小学校5、6年生の外国語の教科化と小学校3、4年生の外国語活動の実施による週当たりの総授業時間数の1単位時間増加、プログラミング教育などの新しい教育への対応など、教員の負担が増大しています。

上記のような新学習指導要領対応に加えて、社会環境の変化に伴ういじめ、不登校や子どもの貧困問題など学校を取り巻く環境が複雑化・多様化していること、学習面や生活面での諸課題、特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることなども、学校や教員の負担につながっています。特に、課題解決にあたる児童生徒支援・指導担当者や、支援教育・教育相談にかかるコーディネーター教員へのニーズが高まっていますが、そうした担当者やコーディネーター教員は学級担任やその他の分掌と兼務していることも多く、教員の負担を増加させる一因となっています。

国は令和元年度から小学校に英語専科教員の加配措置を行っており、本市には令和元年度に4名、同2年度に8名、同3年度も8名の配置がなされていますが、小学校35校全校への配置が望まれるため、その数は十分ではありません。また、国が小・中学校における特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけ

を求めていることを受け、県は令和元年度から教育相談コーディネーターの業務を推進するためコーディネーターの後補充非常勤講師を配置するインクルーシブ教育校内支援体制事業を実施していますが、対象となっているのは指定を受けた小学校1校のみであり、こちらも小学校35校全校への配置が望まれています。

特別支援学級への教員の配置については、児童生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じているにも関わらず、適切配置がなされていない状況です。市立小・中学校への入学を希望する障がいのある児童生徒も増えていますが、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・転籍を希望するケースも増えており、教員の配置数が十分ではない状態です。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 新学習指導要領の実施によって増加した教員の負担を軽減するため、小学校外国語専科教員の加配措置の拡充を行うこと。
- 専任の教育相談コーディネーター及び児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけること。また、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。
- 特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

<効果>

実状に即した教員の配置をすることにより、教員の負担軽減、働き方改革につながると同時に、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えよりきめ細かな支援を行うことが可能になります。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

6 災害時の踏切早期開放ルールの整備について

(要望先 ぐらし安全防災局)

要望項目

災害発生時の踏切遮断は、緊急時の避難行動や緊急車両等の通行の妨げとなることから、鉄道業者と協議を行い、災害発生時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルールづくりを進めるよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

当市は市内に21駅を擁しており、鉄道網が発達していますが、津波浸水想定区域内の踏切が災害時に遮断した際の対策や、災害時の緊急車両等の踏切の通行の整理がついていない状況です。

市内の地区の避難計画の中には、津波避難時に踏切を通行することを前提として作成された計画もありますが、現状では災害発生時に遮断された踏切の通行のルールがないため、住民からは災害時の踏切の開放と災害時に遮断された踏切の通行について、早期のルールづくりを求められています。

災害発生時の踏切遮断は、避難行動の障害となることに加えて、緊急車両等の通行を妨げることとなります。「改正踏切道改良促進法」が令和3年4月1日から施行されたことを踏まえ、特に津波災害下では、避難時に遮断された踏切を通行せざるを得ない状況が発生することも考えられることから、早急に協議の場を設け、関係機関や県及び各市町村が連携し、通行の際の共通のルール作りや、それに伴う災害対策を講じる必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 災害時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルールづくりを進めるよう、県は国に対して働きかけること。

<効果>

踏切の早期開放や、緊急を要する際の遮断踏切通行に関して共通のルール等を設けることは、緊急車両等の通行障害が解消されると同時に、市民の安全な避難行動につながるため、市民の生命を守る効果があります。

(市担当課 防災安全部 危機管理課)

7 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について

(要望先 ぐらし安全防災局)

要望項目

地域における防犯対策の更なる強化を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続するとともに、防犯カメラ1台あたりの補助金額を令和2年度と同程度で維持すること。

要望内容

<現状>

防犯カメラは、犯罪の抑止に有効であると認識されており、店舗等の施設や公道での設置が進んでいます。さらに、犯罪発生時には防犯カメラの撮影画像が犯人特定に寄与し早期解決につながるため、地域の防犯力を高めるために重要なものとなっています。

県においては、東京2020大会等の開催を契機に、地域防犯力の向上を目的として、平成28年度から神奈川県地域防犯力支援事業補助金が創設されましたが、防犯カメラ1台当たりの補助金額は、年々、減額されています。

当市においても、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、地縁団体が防犯カメラを設置する場合には、この補助金を活用して設置費用の一部を市が負担しています。地縁団体からの防犯カメラの設置希望は今後も継続する見通しであるほか、犯罪抑止対策としても有効です。

引き続き地域における防犯力強化を図るため、防犯カメラ設置を継続して支援していく必要がありますが、当該補助金が令和4年度までの時限措置となっているため、市の財政負担の増加が見込まれます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続すること。

○防犯カメラ1台あたりの補助金額を令和2年度と同程度で維持すること。

<効果>

犯罪抑止効果が高まり、安全で住みよい環境が整備されるとともに、撮影画像が犯罪捜査の証拠として活用されることで犯罪検挙率の上昇が期待でき、市民の不安解消がなされ体感治安の向上が望めます。

参考資料



令和元年度設置事例（辻堂駅南口）

（市担当課 防災安全部 防犯交通安全課）

8 老人福祉施設の整備に対する支援について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」について、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の進展により、特別養護老人ホーム等の需要は、引き続き高まっていくと想定されます。また、特別養護老人ホーム等は、ショートステイ、デイサービスなどが併設されていることも多く、入所施設としての機能のみならず、社会資源として地域において大きな役割を担っています。

「かながわ高齢者保健福祉計画」においては、在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図ることで特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなどの整備を進めています。その一方、藤沢市内には、建築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、創設による整備だけではなく、建て替えも含めた既存施設の改修が課題となっています。

神奈川県においては、「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」により、創設及び増改築等に対する補助が行われていますが、既存施設の大規模修繕に対する支援はありません。

また、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）において、大規模修繕に関する補助メニューが設けられていますが、大規模修繕とは別に介護施設等も新設する必要があるなど、要件が限定的となっています。

老朽化した施設において、入所者の安全、安心を確保するためには、相当規模の修繕工事を行うことが必要となり、特に、大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することとなるため、運営を行う社会福祉法人の財務体制にも大きな影響を与えることとなります。

施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援により、既存の特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設は長寿命化が図られ、入所者の安全が確保されるとともに、施設は健全な運営ができるようになります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

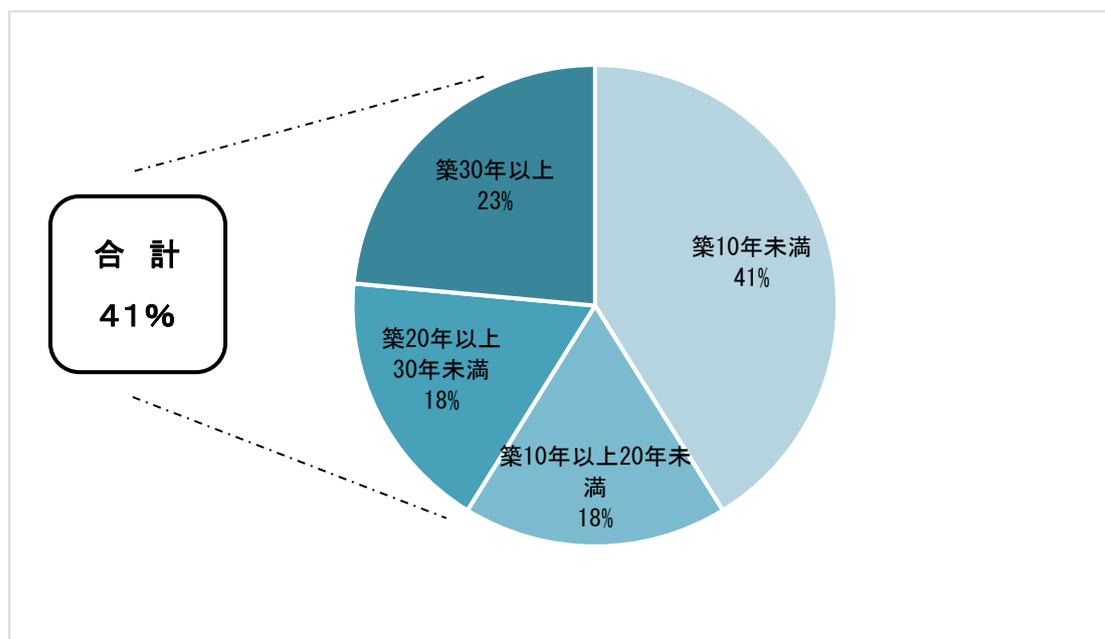
- 「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」について、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

<効果>

特別養護老人ホーム等の長寿命化を図り、安定的な運営とともに入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料

藤沢市内の特別養護老人ホームの建設年次別の割合（令和3年4月現在）



(市担当課 福祉部 介護保険課)

9 文化財の保護について

(要望先 教育委員会 教育局)

要望項目

歴史的建造物の保存と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業費に係る国庫補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

要望内容

<現状>

歴史的建造物は、地域の歴史を後世に伝える遺産であり、観光や文化分野における大きな資産です。とりわけ、建設から50年以上が経過し、国からの認定を受けた国登録有形文化財は、地域のみならず全国的にも貴重な文化資源となっています。

こうした国登録有形文化財の保存と活用を図るための補助制度として、文化庁の「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助」がありますが、その用途は限られています。現状の制度では、国登録有形文化財の修理工事や建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理と、工事施工上必要となる事前調査等の事業に対しては補助が出ますが、工事そのものには補助が出ません。補助金の用途が限定されていることで、所有者は国登録有形文化財を保存・修理のための工事費用に補助金を充てることができず、工事の実施を諦めざるを得ない状況となる可能性もあります。

所有者は保有する歴史的建造物をより良い形で次世代に継承していく必要がありますが、国の補助を受けられないことを理由に保存・修理のための工事を断念することがないように、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけることを要望します。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 歴史的建造物の保存と活用を図るため、設計監理経費以外の本工事費も補助事業の対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

<効果>

歴史的建造物の中でも、とりわけ国からの認定を受けた登録有形文化財は地域のみならず全国的にも貴重なものであるため、保存と活用を図るための設計監理経費以外の本工事費を補助事業の対象とすることで、より多くの自治体で保存・活用ができるようになり、地域の歴史を継承するとともに、地域の文化や観光の発展に寄与します。

(市担当課 生涯学習部 郷土歴史課)

10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について

(要望先 環境農政局)

要望項目

新たな海洋汚染を生み出さない世界の実現を目指した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、全国的な海洋ごみ対策が今後ますます重要となる中、市町村における海洋ごみの回収・処理事業等は特に重要となることから、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を令和4年度以降も継続し、補助率を10/10に戻すよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、補助率が10/10であったため各自治体が積極的に活用し、結果として海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しました。しかしながら、平成27年度には8/10、平成28年度からは7/10と、補助率が低下しています。

平成30年度には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（改正海岸漂着物処理推進法）が公布・施行され、海洋ごみ・漂流ごみへの対策が強化されました。

相模湾沿岸においては、自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するために県・関係市・企業等により設立された「(公財) かながわ海岸美化財団」に対して県市で1/2ずつの負担金を支出し、海岸清掃を行っています。さらに、海岸の環境悪化を防止するため、当市は市単独の委託（追加清掃）により、清掃回数を増やしています。近年の記録的豪雨や台風等の影響により緊急的な清掃が必要になることや、令和元年5月に国が策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に基づき、陸域のみならず一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収する必要があることなどから、こうした追加清掃

の必要性が高まる一方で、補助率の低下により、十分な清掃回数の確保が難しくなっています。

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に基づき、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指していくためにも、事業の継続及び補助率の10/10への復元は不可欠です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○令和4年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

○補助率を10/10に復元するよう国に働きかけること。

<効果>

海岸における良好な景観及び環境の保全が図られることにより、海水浴場利用者の増加につながるなど、観光産業の振興に寄与します。

参考資料



海岸漂着物の様子

(市担当課 環境部 環境総務課)

1.1 自転車通行帯の整備について

(要望先 県土整備局)

要望項目

昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まりや、観光地における交通渋滞の緩和などを目的とした利用促進のために自転車の活用機運が向上していることや、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」においても自転車利用が推奨されていることなどから、自転車で走りやすい道に対するニーズも高まっているため、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について、県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。

要望内容

<現状>

昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まり、観光地における交通渋滞の緩和などを目的とした利用促進などを契機として、全国的に自転車の活用推進の機運が高まっている中、当市では、平成26年度に自転車施策に関する総合的な計画「ふじさわサイクルプラン」を策定し、安全で快適な自転車ネットワークの形成に向けて、「将来的な自転車ネットワーク路線」（以下、「将来ネットワーク路線」とする）を設定しています。「将来ネットワーク路線」は、自転車交通量が多い地区間を連絡する道路、学校や商業施設へのアクセス道路、観光・レジャーなどによる広域ネットワーク路線等から選定しており、市道のみならず、県管理の国道1号以外の国道・県道・河川沿いの道路といった施設でも設定をしています。

「将来ネットワーク路線」のうち県管理施設の整備状況としては、国道134号では市内の全線にわたって車道混在による整備（矢羽根型路面表示の設置）が完了しています。県道30号戸塚茅ヶ崎では、藤沢大和自転車道の交差点に当たる富士見橋から西側の辻堂駅南海岸線高砂交差点までの区間の自転車専用通行帯の整備が、令和元年度に完了しました。しかしながら、それ以外は整備予定が示されていない状況です。

県管理施設の「将来ネットワーク路線」は、当市の自転車ネットワークの根幹となる路線であるため、それら自転車通行空間の確保が進むことで、沿道の自転車利用が加速していくことが期待されます。つきましては、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について、県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うことを要望します。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について、県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。

<効果>

自転車の活用は、健康・環境・観光といった新たな視点からのソフト施策が先行していくことが想定され、自転車通行空間や駐輪環境の確保がより顕著な課題となるため、県管理施設の「将来ネットワーク路線」における自転車通行空間の確保が進むことは、当市の自転車ネットワークの根幹となる路線の確保に繋がり、沿道の自転車利用が加速していくことが期待されます。

参考資料



整備事例（県道30号戸塚茅ヶ崎）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

1 2 村岡・深沢地区における新たな地域の拠点の整備について

(要望先 県土整備局)

要望項目

「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点の整備に向け、新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりを進めるため、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点の整備を行うものです。

新たな地域の拠点の整備に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてＪＲ東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成１９年度には、神奈川県、鎌倉市、当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら、実現に向けて取り組んでいるものであります。

平成３０年度には「藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅（仮称）設置に関する合意書」を神奈川県及び鎌倉市と締結し、令和３年２月８日には、ＪＲ東日本と３県市で、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」を締結し、相互に協力して円滑に事業を実施することや費用負担割合が決定しました。あわせて、令和３年３月にはＵＲ都市機構と３県市で、藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区の土地区画整理事業の一体施行に関する協定を締結し、まちづくりの推進体制が決定しました。

新駅の設置及びまちづくりの推進が決定したことで、新駅の設置の早期実現に向けて、今後は円滑な事業実施や事業費の縮減等が課題となっています。

今後も引き続き、ＪＲ東日本及びＵＲ都市機構との調整や広域連携など、広域的視点を有する神奈川県への支援が必要不可欠なものとなっています。更に、まちづくりの実現に向け、新駅を含む都市基盤の計画・設計及び国の交付金に関する手続き、駅舎整備に対する起債の取扱い、寄付等を募る体制づくり、土地開発公社が所有する事業用地の買戻しへの起債充当率の拡大や県貸付金の充当率拡大、土地区画整理事業及び市道整備に対する支援拡充等、まちづくりに関する財政面、制度面、関係機関と連絡調整を行う体制づくりなどに向けた支援について要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整に主体的に取り組むこと。
- 土地区画整理事業の円滑な履行について、事業用地の確保に向けた起債や県貸付金の活用等の財政的支援や制度づくりに主体的に取り組むこと。
- 鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行への協力や、体制づくり等に取り組むこと。

<効果>

高度な研究、開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは、神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化につながるものであります。また、公共交通への利用転換によるＣＯ２削減やスマートシティをモデルとした環境配慮型のまちづくりを実践することで、先進的なまちづくりのモデル都市となります。

(市担当課 都市整備部 都市整備課)

1.3 行政のデジタル化の推進に係る県内市町村担当者会議の設置について

(要望先 総務局)

要望項目

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の趣旨に基づいて、情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があることから、各自治体の進捗状況や抱えている問題などの情報交換を行う場として、県主導による県内市町村担当者会議を設置すること。

要望内容

<現状>

行政のデジタル化の集中改革を進めるため、デジタル・ガバメント実行計画が令和2年12月に閣議決定、これにあわせて、総務省から自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の策定が行われ、自治体における取組内容が明確となりました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の対象期間が令和3年1月から令和8年3月までとされており、その中で個別に目標時期が決まっているものについてはその時期までに、方向性のみを示したものについては、その実現に向けて各自治体が施策の検討・実施を行っています。

極めて多くの業務に関する取組を短期間で行う必要がありますが、どの自治体においても全庁的・横断的に業務を進めていく必要がありますが、新たな取組にはデジタル化に対する心理的抵抗や既存のルールが障害になるなど、解決しなければならない問題が発生します。それらの解決策の事例や今後起こりうる問題等を広く自治体間で共有することが有効だと考えます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 各自治体の進捗状況や抱えている問題などの情報交換を行う場として、行政のデジタル化の推進に係る県内市町村担当者会議を設置すること。

<効果>

行政のデジタル化の推進において、多くの問題が自治体間共通のものであると考えられることから、各自治体の担当者が情報共有を図ることで、県内自治体全体のデジタル化の足並みを揃えることが期待できます。

(市担当課 企画政策部 デジタル推進室)

1.4 がん療養者のアピアランスケアの制度構築について

(要望先 健康医療局)

要望項目

がん療養者のアピアランスケアについては、がん療養者の就労を含めた社会的な問題として取り組むべき課題であり、ウィッグ等の費用助成について要望が出ている一方、一部の自治体のみが費用助成を実施しているなど、全国的にも居住地による差が生じている。このような差が生じないように、県はアピアランスケアの費用助成について制度構築を行うこと。

併せて、アピアランスケアの全国的な支援体制の構築について、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

がん療養者のアピアランスケアについては、国が指定するがん相談支援センターにおいて、相談・情報提供を行っているところですが、アピアランスケアの中でもがん療養者の装着するウィッグ等については、市町村または県ごとに助成制度が異なり、居住する地域により格差が生じている状況です。

国のがんと共生のあり方に関する検討会においては、アピアランスケアによる生活の質向上に向けた取組として、適切なアピアランスケアを広げるための医療従事者に対する研修や、人材確保の仕組みなどが検討されている状況であり、助成制度創設の具体的な検討にはまだ至っていません。また、アピアランスケアには、ウィッグ以外にも乳房切除補助具などの多様な手段があることから、アピアランスケアに関する助成のあり方については、いっそうの検討が必要な状況となっています。

当市でもがん相談支援センターにおいて、ウィッグに関する相談会などを実施しておりますが、その中ではがん療養者からアピアランスケア全般に関する相談を受けています。また、アピアランスケアの中では、特にウィッグ費用の助成については要望が多く出ている状況です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- がん療養者のアピアランスケアについては居住する地域により助成制度が異なり、格差が生じていることから、県はアピアランスケアの費用助成について制度構築を行うこと。あわせて、アピアランスケアの全国的な支援体制の構築について、国に働きかけること。

<効果>

がん療養者のアピアランスケアは、治療を受けながら仕事や家事を行う人も増えている中で、社会との繋がりを保つことを後押しするためにも社会的な問題として取り組むべき課題であることから、県や国による統一的な制度の創設は、社会の理解を進め、福祉の増進に寄与します。

参考資料

アピアランスケア（医療用補正具等）購入費助成に関する県内他市の状況（2021年6月現在）

市町村	横浜市	大和市
【開始】	H28	H27
【補助対象】 ウィッグ（頭髪補正具） 備考	上限1万円 既製品だけでなく、帽子や材料等も対象	上限3万円 ウィッグ本体、保護ネットのみ
【所得制限】	なし	あり
【実績】	1,388件（R1）	74件（R1）

（市担当課 健康医療部 健康づくり課）

15 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 産業労働局)

要望項目

国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目標に掲げており、実現のためには再生可能エネルギーの普及拡大へと繋がる住宅用の太陽光発電システムや蓄電池等の設置が効果的であるが、国や県の設置補助事業は利用条件が限定的であるため、県は太陽光発電システムや蓄電池等の単体設置に対しても支援を行うとともに、国に対しても同様の支援を実施するよう働きかけること。

あわせて、国の固定価格買取制度は家庭用の太陽光発電システム等の導入インセンティブとなることから、県は国に対して制度の維持を働きかけること。

要望内容

<現状>

国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しましたが、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大は極めて重要です。

都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる住宅用太陽光発電の導入を希望する方が増えています。その一方で、国は現在、住宅用の太陽光発電システム等の設置に対する補助を行っておらず、また、県も太陽光発電システムと蓄電池等の同時設置に対してのみ補助を行うなど、設置希望者が補助を利用しにくい状況となっています。

また、平成24年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、買取価格の引き下げが続いており、制度開始当初と比べてシステムの導入の経済的、心理的な負担が大きくなっています。

加えて、国の太陽光発電システム等設置への補助は平成4年に開始され、平成25年度をもって廃止されたことにより、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、

ひいては、再生可能エネルギーの全体の普及拡大の停滞につながる恐れがあります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○太陽光発電システムや蓄電池等の単体設置に対しても支援を行うとともに、国に対しても同様の支援を実施するよう働きかけること。

○国の固定価格買取制度は家庭用の太陽光発電システム等の導入インセンティブとなることから、県は国に対して制度の維持を働きかけること。

<効果>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量の削減に寄与します。

参考資料

①固定価格買取制度における太陽光発電の調達価格

	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2020年度 (令和2年度)
10kW未満(住宅用) 買取期間:10年 余剰売電	42円	38円	37円	33円	31円	28円	26円	24円	21円	19円
10kW以上(事業用) 買取期間:20年 全量売電	40円	36円	32円	27円	24円	21円	18円	14円	12円	12円

※備考

- ・10kW以上の調達価格はプラス税
- ・2015年度(平成27年度)以降は出力制限なし(東京電力管内)の価格を記載
- ・平成27年度 10kW以上の買取価格は、4/1~6/30が29円、7/1~が27円
- ・平成29年度以降 10kW以上の買取価格は、10~2,000kW未満の場合は21円、2,000kW以上の場合は入札

②国・県の補助制度の推移

		2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
国	1kW当たり 上限	35,000円 899,109円	20,000円 899,110円	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業
県	1kW当たり 上限	15,000円 52,000円	15,000円 50,000円	15,000円 50,000円	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業

※ZEH:太陽光発電システム、HEMS機器に加え、高性能の省エネ機器、断熱材の壁等を導入して年間の一時エネルギー消費量をゼロ以下にする住宅

(市担当課 環境部 環境総務課)

県所管別要望一覧

※凡例

(個別)…個別課題

(広域)…広域的課題

総務局

- (個別) 1 かながわ女性センター跡地の活用について 2
- (広域) 1 3 行政のデジタル化の推進に係る県内市町村担当者会議の設置について
. 48

くらし安全防災局

- (個別) 9 消防防災施設整備費補助金について 18
- (広域) 1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について 24
- (広域) 6 災害時の踏切早期開放ルールの整備について 34
- (広域) 7 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について 36

スポーツ局

- (個別) 1 0 健康で豊かなスポーツライフの実現について 20

環境農政局

- (個別) 6 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について 12
- (広域) 1 0 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について 42

福祉子どもみらい局

- (個別) 5 重症心身障害児者の入所施設の整備について 10
- (広域) 2 重度障害者医療費助成制度の充実について 26
- (広域) 3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について . . 28
- (広域) 4 保育士の確保及び処遇改善について 30
- (広域) 8 老人福祉施設の整備に対する支援について 38

健康医療局

- (個別) 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等について 8
- (広域) 1 4 がん療養者のアピアランスケアの制度構築について 50

産業労働局

- (広域) 1 5 再生可能エネルギーの普及制度の充実について 52

県土整備局

- (個別) 3 道路の整備促進について 6
(個別) 7 相鉄いずみ野線の延伸について 14
(個別) 8 河川の整備促進について 16
(広域) 1 1 自転車通行帯の整備について 44
(広域) 1 2 村岡・深沢地区における新たな地域の拠点の整備について 46

教育委員会 教育局

- (個別) 2 特別支援学校の過大規模解消について 4
(広域) 5 教員数配置の充実強化について 32
(広域) 9 文化財の保護について 40



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL (0466) 50-3502

FAX (0466) 50-8436

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>